

テノ部

テモアニアジウ

舉證

Témoignage.

〔本義〕「テモアゲ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニテ「テモア  
 ゲ」ハ羅甸ノ「テスチモニオム」ヨリ出ツ「テスチモニオム」  
 ハ「事ヲ知ラシムルタメニ用立ツ所ノ標的」ナリ「テモア  
 ゲ」ハ「標的トナル」又「證人トナル」ノ意  
 〔釋解〕裁判所ニ於テ自身聞見セシ所ノ事ヲ誓ヒテ爲シ  
 テ陳述スルヲ「チイフ」

フオー、テモアニアジウ

Faux témoignage.

虚偽ノ舉證

〔本義〕「フ」ノ部五「フオー」ノ處ニ見ユ

テノ部



〔釋解〕同上

〔參照〕民事ニ付テ聞キ糺シハ(訴)二六二、二七一以下、故障ハ(訴)二八二以下、簡略ノ證人吟味ハ(訴)四一三、刑事ニ付テ豫審判事ハ(治)七一以下、違警罪裁判所ハ(治)一五五以下、懲治裁判所ハ(治)一八九、重罪裁判所ハ(治)二六九、三一七以下、官吏ノ舉證ハ(治)五一〇以下、

土難ツナン 呐

障タン

接界

11  
Tenant.

〔本義〕「トニル」トイフ働詞ノ現在分詞ニテ本ト羅甸ノ「ト子レ」ヨリ出ツ「ト子レ」ハ「手ニ握ル」ノ義

〔釋解〕バシシレ 不動産ノ位地、廣狹、長短、ヲ定ムルタメ其不動産ニ關スル書面中ニ記載スヘキ諸形狀ヲイフ(アノ



動産ニ關スル書面中ニ記載スルハキ諸刑狀ヲイフ

部五「アブーチサン」參看

〔參照〕(訴)六四、六二七、

タンダチウ

三 Tentative.

未遂犯罪

〔本義〕「タンテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「タンテ」ハ「己レノ圖カル所ノ事ヲ成就セントシテ其方法ヲ用フル」チイフ

〔釋解〕做得ント欲スル所ノ事ニ着手スルチイフ重罪ノ「タンダチウ」ハ其人ノ意ヨリ出テ自カラ其執行ヲ止メサルトキハ做シ遂ケタル重罪ト同刑ニ處セラレヘシ〔參照〕(刑)二、三、

四 Terme.

テルム

テノ部



期日

〔本義〕羅甸ノ「テル」ニ「ス」ヨリ出ツ「テル」ニ「ス」ハ希臘ノ「テルマ」ニ本キ「テルマ」ハ「界」ナリ

〔釋解〕義務ヲ免レシムルタメニ負債者ニ許シタル時間又義務履行ノ期日ヲ指シ定メタル日ヲイフ

Obligation à terme.

オブリガシオン、ア、テルム

有期義務

〔本義〕オノ部一「オブリガシオン」ノ處ニ見ユ

〔釋解〕同上

ジウール、テルム

Jour-terme.

満期日

〔本義〕「ヂウール」ハ「日」ナリ



〔本義〕「テ」ハ「日」ナリ

か

五

Testament.

テスタマン

遺囑

〔釋解〕訴訟法ノ語ニテ「デレ」即チ期限ノ終リノ日ヲイフ  
 〔參照〕有期義務ハ(民)一一八五以下、過代約條ハ(民)一二三〇、抵填ハ(民)一二九二、現物提出ハ(民)一二五八ノ四項、貸借ハ(民)一八八八、一八九九、一九〇二、賣却ハ(民)一六五五、

〔本義〕「テスタメント」イフ働詞ノ變シタル名詞ニテ本ト羅甸ノ「テスタリ」ヨリ出ツ「テスタリ」ハ「證人」ニ依リテ證ヲ顯ハス」ノ義然ルニ今「遺言スル」ノ義ニ慣用ス蓋シ羅甸ノ古昔ニ在テハ證人ノ面前ニテ高聲ニ死後ノ處置ヲ申述スル風俗ニシテ別ニ之ヲ書面ニ作ラサリシ今ノ慣習ニテハ遺言ハ必ス書面ニ依テ之ヲ申述ス由テ遺書

テノ部



ヲ作ルヲテ「テスタマン」トイフ

〔釋解〕遺囑者死後ニ向ヒテ其財産ノ全部若クハ一部ヲ  
處置スル所爲ヲイフ但其未ダ死セサル前ハ此所爲ヲ  
取消スヲ得ヘキモノトス

テスタマン、オータンチク

Testament authentique.

### 公正乃遺囑

〔本義〕「オータンチク」ハ「公正」ノ義ナリ（アノ部九四オータ  
ンチシテ、デ、アクト參看）

〔釋解〕公證人ノ面前ニテ爲シタル遺囑ヲイフ

テスタマン、オログラフ

Testament olographe.

### 自筆乃遺囑

〔本義〕「オログラフ」ハ希臘語ノ「オログラフオス」ヨリ出ツ「オ

ログラフオス」ハ「オロス」ト「グラフ」ト合セ「オ



〔本義〕「オログラフ」ハ希臘語ノ「オログラフ」ヨリ出ツ「オ

ログラフ」ハ「オロス」ト「グラフ」ト合成セシモノニテ  
「オロス」ハ「全ク」ノ義「グラフ」ハ「書スル」ノ義

〔釋解〕遺囑者自身ニ全文ヲ記載シ且自ラ月日ヲ署シ調  
印ヲ爲シタル遺囑ヲイフ

Testament mistique.

テスタマン、ミスチク  
隱密乃遺囑

Testament secret.

テスタマン、スクレ  
隱密乃遺囑

〔本義〕「ミスチク」ハ「隱密」ノ義「スクレ」モ亦同義ナリ  
〔釋解〕遺囑者公證人ニ知ラシメス又證人ニモ知ラシメ  
スシテ糊封ヲ爲シオキタル遺囑書ヲイフ又之ヲ「テス  
タマン、スクレ」トモイフ

テノ部



〔參照〕(民)七一一、八九五、法式ハ(民)九六七以下、自筆ノ遺囑  
 ハ(民)九七〇、公正ノ遺囑ハ(民)九七一以下、隱密ノ遺囑ハ  
 (民)九七六以下、軍人ノ遺囑ハ(民)九八一以下、疫病ノ時ニ  
 爲シタル遺囑ハ(民)九八五以下、船中ノ遺囑ハ(民)九八八  
 以下、

六  
 Tierce-opposition.

外人ノ故障  
 氏テイ エル埃兒ル司ズ 喔オ波ポ逝ジ孫シオン 膾オツ蕪ジオン 嚙チエウ嚙ウオン

〔本義〕「チエルス」ハ「チエル」ノ女性ニシテ本ト羅甸ノ「テル  
 チッス」ヨリ出ツ「テルチッス」ハ「第三」ノ義「オポシシオン」ハ「故  
 障」ナリ(オノ部八)

〔釋解〕原被ニ非サル他ノ人ノ有スル權利ニシテ此權利  
 ハ自家ノ權利ヲ妨ケラル、所ノ裁判ニ對シ故障ヲ述



ハ自家ノ權利ヲ妨ケラル、所ノ裁判ニ對シ古陸ニ送

フルノ權利ナリ尤モ此裁判ハ自家モ出席セズ其代理  
スル所ノ人モ出席セザルトキニ與フルモノナリ  
〔參照〕(訴)四七四以下、財産ノ分別ハ(訴)八七三、

七  
Tiers.

テイエ  
氏埃兒咽  
チエア  
睨  
外人

〔本義〕「チエルス」ニ同シ  
〔釋解〕誰人ニ限ラス一箇ノ所爲ニ管係ナキ他ノ人チイ  
フ

Tiers-acquéreur.

チエル、アケルール  
獲得外人

Tiers-détenteur.

チエル、デタンツール  
握持外人



Tiers-possesseur.

チエール、ポセスール

占有外人

〔本義〕「アケルール」ハ「獲得者」ナリ（アノ部二二）「デタンツール」ハ「物ヲ掌握スル人」ナリ「ポセスール」ハ「占有者」ナリ（ベノ部三三「ポセション」參看）

〔釋解〕此三語ハ人ニ對スル訴ヲ爲スノ權ナクシテ唯占有スル所ノ不動産上ニ權ヲ有スルノミノ人權者ト對スル語ニテ即チ此不動産ヲ占有スル者チイフ○「按」例ヘハ己レノ不動産ヲ得タル所ノ人ヨリ更ラニ他人ヘ書入質ヲ爲シ其不動産ヲ現ニ占有シタル者チ「チエール、デタンツール」トイフ「チエール、アケルール」チエール、ポセスールモ亦同シ（バシツレニ據ル）

チエール、セシ



「ル」モ亦同シ（バシレニ據ル）

Tiers-saisi.

チエル、セジ

拿住セラレタル外人

〔本義〕「セジ」ハ「拿住」ナリエスノ部一

〔釋解〕現ニ物件ヲ所持スルニ依リ「セジアレ」(留置拿住ナ

リエスノ部一)ヲ受ケタル人チイフ

〔參照〕外人ノ仲裁ハ(民)一五九二、一八五四、仲裁外人ハ(訴

一〇一三、一〇一七以下(商)六〇、「チエル、ポルツール」ハ(商

一六〇以下、拿住セラレタル外人ハ(訴)四九ノ七項、

チエル、アルビトル

Tiers-arbitre.

外人ノ仲裁人

〔本義〕「アルビトル」ハ「仲裁人」ナリ(アノ部七四「アルビトラ

シ」參看)

テノ部

九六七



〔釋解〕先前他ノ仲裁人アリテ其說兩端ニ分レタル其之ヲ決定スルタメニ呼ハレタル仲裁人ナリ一ツニ之ヲ「シツル、アルビトル」トモイフ

チルール

八

Tireur.

振出人

〔本義〕「チレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「チレ」ハ「引ク」又「引キ寄セル」ノ義商法ノ語ニテ「爲替手形ヲ作ル人」ヲ「チルール」トイフ

〔釋解〕爲替手形ヲ差出ス人ナリ

チレ

Tiré.

支拂人

〔本義〕「チルール」ニ同シ但シ「チレ」ハ「引カレタル」ノ意



〔本義〕「チル」ルニ同シ但シ「チレ」ハ「引カレ」タルノ意

〔釋解〕爲替手形ヲ拂フヘキ人チイフ

〔參照〕〔商〕一一〇、

チトル

證書

名義

九  
Titre.

〔本義〕羅甸ノ「チ」チツリツス」ヨリ出ツ「チ」チツリツス」ハ本ト「標題」ナ

リ今「書面」又「名義」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕總テ權利ヲ證明スル書面チイフ〇リトレ適正ニ

占有ヲ有効ナラシムル原因ナリ

チトル、ヌーウエル

Titre nouvel.

新<sup>シキ</sup>證書

〔本義〕「ヌーウエル」ハ「新ラシキ」ノ義

テノ部



〔釋解〕先前ノ證書既ニ二十八年以上ニ及フトキ時効ヲ  
避クルタメ貸主ヨリ負債者ヲシテ更ニ出サシムル所  
ノ新證書ナリ

〔參照〕時効ハ(民)二二六五以下、新證書ハ(民)二二六三、  
ツール、ド、ラ、エセル

### 用梯權

10 Tour de l'échelle.

〔本義〕「ツール」ハ羅甸ノ「トル」ニツス「ヨリ」出ツ「トル」ニツス「ハ」本  
ト「規」ナリ今「環繞」ノ義ニ用ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「ラ」ハ冠詞ナリ  
「エセル」ハ「梯子」ナリ(口音)「ラ、エセル」ハ「レセル」  
〔釋解〕家若クハ墻壁ニ必用ナル修繕ヲ加フルトキ其所  
有者ニ隣地ノ境内ニ就テ梯ヲ懸クルノ權ヲ與フル「セ  
ル」ウ「イ」チ「ド」〔地役ナリエスノ部一一〕ナリ



トラヂシオン

引渡

〔本義〕羅甸ノ「トラヂシオ子ム」ヨリ出ツ「トラヂシオ子ム」ハ「移シ與フル」ノ義

〔釋解〕約束ノ眼目タル物品ヲ引渡ス「チイフ

トラヂシオン、マニウエル

Tradition manuelle.

手渡

〔本義〕「マニウエル」ハ「手ヲ以テスル」ノ義

〔釋解〕「按」手ヨリ手ニ渡ス「チイフ

トラヂシオン、レエ

Tradition réelle.

實地乃引渡

〔本義〕「レエ」ハ「實」ノ義



〔釋解〕「按」トラヂシオン、フィクチウ（次ニ見ユ）ト對スル語ニ  
 テ實際ノ引渡ナリ ○ハシツレ昔時所有權ヲ移スニハ實  
 際ノ引渡ヲ必要ナリトス故ニ實際ノ引渡ナキ限リハ  
 賣主ハ尙其賣リタル物件ヲ他ニ讓渡スヲ得ルモノト  
 ス然レモ民法ニテハ物件引渡ノ義務ハ雙方ノ承諾ノ  
 ミニテ十分ナリトセリ但シ動産ニ付テハ實際ノ引渡  
 ヲ必要ナリトス

Tradition fictive.

トラヂシオン、フィクチウ  
 假定乃引渡

〔本義〕「フィクチウ」ハ「假定」ノ意  
 〔釋解〕「按」實際物件ヲ引渡サスト雖モ之ヲ引渡シタルモ  
 ノナリト假定シテ爲ス引渡ヲイフ



ノナリト假定シテ爲ス引渡チイフ

トランサクシオン

交互約束

和解

〔本義〕羅甸ノ「トランサクシオチム」ヨリ出ツ「トランサクシオチム」ハ「トランスクシオ」ト合成セシモノニテ「トランスク」ハ「外ト」ニ「義」アクシオ「ハ」訴ナリ

〔釋解〕總テノ互相ノ約束チイフ又特別ノ意味ニテハ雙方ノ者ヨリ既ニ生シタル爭論及ヒ將サニ生セントスル爭論ヲ互ニ止ムル契約チイフ

〔參照〕(民)二〇四四以下、詐偽ノ申立ハ(訴)二四九、代理ハ(民)一九八八以下、分配ハ(民)八八八、放蕩者ハ(民)四九九、五一三、幼者ノ後見ハ(民)四六七、受禁者ノ後見ハ(民)五〇九、後



見人ノ計算ハ(民)四七二、

トランスクリプション

Transcription.

登記

〔本義〕「トランスクリブル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニテ  
 「トランスクリブル」ハ羅甸ノ「トランスクリベレ」ヨリ出ツ  
 「トランスクリベレ」ハ「トランス」ト「スクリベレ」ト合成セ  
 シモノニテ「トランス」ハ「外」ト「ス」ノ義「スクリベレ」ハ「記ス  
 ル」ノ義

〔釋解〕不動産ノ所有權ヲ他人ヘ讓ルトキ書入質登記局  
 ノ簿冊ヘ其讓渡シノ旨ヲ記載シ公告スルヲ「トランスクリ  
 プション」トイフ  
 〔參照〕贈遺ニ付テハ(民)九三九以下、攝代ハ(民)一〇六九以  
 下、賣却ハ(民)二一八一、(民)二一〇八、

トランスクリプション



下、賣却ハ(民)二一八一、(民)二一〇八、

Transport de créances.

トランスポル、ド、クレアンス

人權ノ移轉

〔本義〕「トランスポル」ハ「トランスポルテ」トイフ働詞ノ變  
 シタル名詞ニテ其本ト羅甸ノ「トランスポルタレ」ヨリ  
 出ツ「トランスポルタレ」ハ「トランス」ト「ポルタレ」ト合成  
 セシモノニテ「トランス」ハ「外ト」ニ「義」ポルタレ」ハ「送ル」  
 ノ義「トランスポルタレ」ハ即チ「他へ運送スル」チイフ「ド」  
 ハ「ノ」ナリ「クレアンス」ハ「人權」ナリ  
 〔釋解〕人權者ノ義務者ニ對シテ有セル權利ヲ外人ニ讓  
 リ渡ス「チイフ」

〔參照〕(民)一六八九以下、二二一四、

トラウオー、フォルセ

Travaux forcés.

テノ部



徒刑

〔本義〕「トラウオー」ハ「トラウアイ」ノ複稱ニシテ「トラウアイ」ハ伊  
太里ノ「トラウアグリオ」ヨリ出ツ「トラウアグリオ」ハ「疲勞」又  
「勞苦」ノ義「フォルセ」ハ「強ユル」ノ義「トラウオー、フォルセ」ハ即チ  
「強テナサシムル勞力」チイフ

〔釋解〕施體及ヒ加辱ノ刑ニシテ其刑ニ依リテ罪人ハ最  
モ苦勞ナル驅役ヲ受ルナリ此徒刑ニ兩種アリ無期ノ  
徒刑及ヒ有期ノ徒刑是ナリ

〔參照〕〔刑〕七ノ二項、及ヒ四項、一五、一六、一八、一九、二二、三六、

トレヅル

Tresor.

埋藏物

〔本義〕羅甸ノ「テヅリッス」ヨリ出ツ「テヅリッス」ハ「金銀其他貴

重ナル物ノ堆積「チイフ



〔本義〕羅甸ノ「テ」ツ「リ」ス「ヨ」リ出ツ「テ」ツ「リ」ス「ハ」金銀其他貴

重ナル物ノ堆積「チ」イフ

〔釋解〕隱クレ又ハ埋モレタル品物ニテ偶然之ヲ發見シ  
其主ヲ知ラサルモノ「チ」イフ

〔參照〕〔民〕五九八、七一六、呼出狀ハ〔訴〕六九ノ二項、特權ハ〔民〕  
二〇九八、

トリビウナル

一七 Tribunal.

### 裁判所

〔本義〕羅甸ノ「トリ」ビウニ「ス」ヨリ出ツ「トリ」ビウニ「ス」ハ「トリ」ビウ  
「ス」ヨリ出ツ「トリ」ビウニ「ス」ハ「民衆」ノ第三等ノ人「チ」イフ「トリ」  
ビウニ「ス」ハ其「第三等」ノ人ニ裁判ヲ與フル場所「チ」イフ  
〔釋解〕同一ノ裁判權ニ屬スル裁判官ノ集會ヲイフ又直  
チニ裁判官ノ集會セル場所ヲモイフ

テノ部

九七七



〔参照〕始審裁判所ハ（訴）四八以下、

チウテル

一八 Tutelle.

後見

〔本義〕羅甸ノ「チウエリ」ヨリ出ツ「チウエリ」ハ「保護スル」ノ義  
 〔釋解〕無能力者ノ身並ニ財産ヲ支配セシムルタメニ設  
 ケタル民法上ノ義務ナリ又其自家ノ身並ニ財産ヲ支  
 配スル能力ヲ有セサル人ノ形狀ヲモイフ即チ幼者ノ  
 後見受禁者ノ後見罪人ノ後見ノ如キ是ナリ

チウテル、レガル

Tutelle légale.

法律上ノ後見

〔本義〕「レガル」ハ「法律」ノ義

〔釋解〕「バシツレ」別段任スルコトナクシテ當然父若クハ母ノ

爲ス後見又其ナキトキ最近ノ等親ノ尊屬ノ爲スル



〔釋解〕バシツレ別段任スルコトナクシテ當然父若クハ母ノ

爲ス後見又其ナキトキ最近ノ等親ノ尊屬ノ爲スヘキ  
後見チイフ又貧院ニ在ル子ニ付テハ其支配人中ノ者  
ニ法律ニテ命スル所ノ後見チイフ此後見チ「チツテル、レ  
シチム」(正當ノ後見)又ハ「チツテル、ナチツレル」(自然ノ後見)ト  
モイフ

Tutelle dative.

チウテル、ダチウ

親屬議定ノ後見

〔本義〕「ダチウ」ハ羅甸ノ「ダレ」ヨリ出ツ「ダレ」ハ「與フル」ノ義  
〔釋解〕親族會議ニテ與ヘタル後見ナリ

チウテルオフィシウーズ

Tutelle officieuse.

自任ノ後見

〔本義〕「オフィシウーズ」ハ「用チ爲スタメノモノ」チイフ(オノ部



三

〔釋解〕同上

〔參照〕法律上ノ後見ハ(民)三八九以下、父或ハ母ノ後見ハ  
 (民)三九七以下、尊族ノ後見ハ(民)四〇二以下、親屬議定後  
 見ハ(民)四〇五以下、後見ヲ免カル、コハ(民)四二七以下、  
 後見ヲ除カル、コハ(民)四四二以下、支配ハ(民)四五〇以  
 下、勘定ハ(民)四六九以下、(訴)五二七、五四二、罪人ノ後見ハ  
 (刑)二九、三〇、養子目的後見ハ(民)三六一以下、

Tuteur.

チウツール

後見人

Tutrice.

チウトリス

後見人

〔本義〕「チツテル」ニ  
 同シ「チツト」リ  
 ス「ハ」其女性ナリ



〔本義〕「チツテル」ニ同シ「チツトリス」ハ其女性ナリ

〔釋解〕後見ヲ任セラレタル所ノ人チイフ「チツトリス」トイヘハ後見ヲ爲ス女ノ義ニテ即チ生存スル母若クハ祖母若クハ曾祖母ノ中ニテ後見ヲ行フ者並ニ受禁者ノ妻ニテ後見ヲ行フ者チイフ

チウツールプロウイザアル

Tuteur provisoire.

假乃後見人

〔本義〕「プロウイザアル」ハ「暫時」又ハ「假リ」ノ義

〔釋解〕按「假後見人」チイフ

チウツールアドク

Tuteur adhoc.

別段乃後見人

〔本義〕「アドク」ハ「アド」ト「オク」ト合成シモノニテ「アド」ハ



「ニ」ナリ「オ」ク「ハ」夫レノ意「ア」ドク「ハ」即チ「那」ノ事物ニ付テ  
トイフカ如キ意ナリ

〔釋解〕バシ別段ニ定リタル事件ノミニ限リテ任シタル  
後見人ナリ總テ二十一歳以下ノ私生ノ子ハ其父母  
ナキトキハ此後見人ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレハ婚姻  
スルヲ得ス

シウブロゼ、チウツール

Subrogé-tuteur.

### 後見監察者

〔本義〕「シウブロゼ」ハ他人ノ代リニスルノ意

〔釋解〕リトレ親屬又ハ裁判所ヨリ命シタル人ニシテ幼  
者ノ利益ヲ保護シ其後見人ノ所爲ヲ監視セシムルタ  
メノ者チイフ



Co-tuteur.

コ、チウツール

共同後見人

〔本義〕「コ」ハ「共」ナリ（セノ部三一）

〔釋解〕他ノ者ト共ニ後見ニ任セラレタル人チイフ古ヘハ母タル者ト雖モ二十五歳ナラサルトキハ此「コ、チウツール」チ任スルニ非サレハ其子ノ後見人タルチ得ス「コ、チウツール」ハ母ト共ニ財産支配ニ付キ連帶シテ責ニ任ス今ハ若シ母再婚ヲ爲ストキハ其後夫ハ即チ「コ、チウツール」ニシテ財産支配ノ責ニ任ス

Pro-tuteur.

プロ、チウツール

准後見人

〔本義〕「プロ」ハ「代リ」ノ意



〔釋解〕リトレ佛蘭西國內ニ居住スル幼者佛蘭西ノ屬地ニ財產ヲ所有スルカ若クハ佛蘭西ノ屬地ニ居住スル幼者佛蘭西内ニ財產ヲ所有スルトキ其財產ヲ支配セシムルタメニ任シタル後見人ナリ

〔參照〕(民)四五〇以下、財產ノ讓渡ハ(訴)九〇五、罪人ニ付テハ(刑)三四ノ四項、四二ノ六項、附託ハ(民)一九二五、一九四一、書入質ハ(民)二一三六、無能力ハ(民)九〇七、賣却ハ(民)一五九六、禁止ハ(民)五〇六以下、准死ハ(民)二五、復權ハ(商)六一二、責任ハ(民)一三七〇、二二七八、(訴)一三二、三九八、和解ハ(民)二〇四五、假後見人ハ(民)一四二、別段後見人ハ(民)三一八、私生子ノ婚姻ハ(民)一五九、取上ケハ(民)二二〇八、分配ハ(民)八三八、「チツツール、ア、シツブスチツシオン」ハ(民)一〇五

五以下、准後見人ハ(民)四一七、



五以下、准後見人ハ(民)四一七、

テノ部

九八五



二  
ノ  
部

